(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その５　７か月～５日契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用	24,480	21,700	18,930	16,160	13,390	10,610	7,840	
		自家用	10,180	9,450	8,720	7,990	7,260	6,530	5,800	
営業用乗用自動車		個人を除く	39,680	34,730	29,790	24,840	19,900	14,960	10,010	
		個人	18,820	16,860	14,890	12,930	10,960	9,000	7,030	
自家用乗用自動車			7,030	6,750	6,470	6,190	5,910	5,630	5,350	
けん引普通貨物及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,760	9,950	9,130	8,320	7,510	6,700	5,880	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,760	9,950	9,130	8,320	7,510	6,700	5,880	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,760	9,950	9,130	8,320	7,510	6,700	5,880	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,760	9,950	9,130	8,320	7,510	6,700	5,880	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用	7,100	6,810	6,520	6,230	5,940	5,650	5,360	
		自家用	7,100	6,810	6,520	6,230	5,940	5,650	5,360	
小型二輪自動車			5,200	5,180	5,160	5,140	5,130	5,110	5,090	
軽自動車		検査対象車	7,030	6,750	6,470	6,190	5,910	5,630	5,350	
		検査対象外車								
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,580	5,510	5,440	5,360	5,290	5,220	5,140	
緊急自動車			6,150	5,990	5,840	5,680	5,530	5,380	5,220	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,170	6,010	5,850	5,700	5,540	5,380	5,230	5,090
	(ロ) 小型二輪自動車		5,200	5,180	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090	5,080
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,200	5,180	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090	5,080
		検査対象外車	5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,110	5,100
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,910	5,790	5,670	5,550	5,430	5,310	5,190	
	(ロ) 教習用自動車		5,910	5,790	5,670	5,550	5,430	5,310	5,190	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,340	7,010	6,690	6,370	6,040	5,720	5,390	
		b 小型二輪自動車	7,040	6,760	6,480	6,200	5,910	5,630	5,350	
		c 軽自動車 検査対象車	7,040	6,760	6,480	6,200	5,910	5,630	5,350	
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）本表は、沖縄県のうち（4）の表（注）２に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その１　６０か月～３２か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								
		自家用								
営業用乗用自動車		個人を除く								
		個人								
自家用乗用自動車					10,540	10,400	10,250	10,110	9,960	9,810
けん引普通貨物及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用								
		自家用								
小型二輪自動車					5,730	5,720	5,700	5,680	5,660	5,650
軽自動車		検査対象車			6,430	6,390	6,360	6,320	6,290	6,250
		検査対象外車	6,050	5,870		5,680				
原動機付自転車			5,730	5,610		5,480				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車					5,620	5,610	5,590	5,580	5,560	5,550
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車			5,340	5,330	5,320	5,310	5,310	5,300
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車	5,330	5,290		5,240				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,160	5,150		5,140				

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。